

社会福祉法人 昭島ひまわりの家

役員等報酬規程

第1条 社会福祉法人昭島ひまわりの家の理事・監事・評議員及び各委員会委員の報酬につき定めるものとする。

2項 報酬の総額は、これを理事会ではかり評議員会で別途定める基準に従い、評議員会の審議承認を受け決定するものとする。

3項 理事・監事・評議員及び各委員のその職責にあることのみもって支給するのではなく、職務実体に即して支給するものとする。

4項 職員兼務委員及び事務局員、これを報酬の支給対象とはしない。

第2条 報酬の対象は、以下各会議の通りとする。

- 1) 理事会
- 2) 評議員会
- 3) 監事監査
- 4) 評議員選定委員会
- 5) 人権擁護委員会
- 6) 上記 1)～5)項目に準ずる重要な会議

附 則

- 1 報酬総額は、各年度の定時評議委員会に於いて決定する。
- 2 この規程は、平成29年3月31日に制定。